

県南広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年2月3日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1（1）路線名 沖田渋民線
  - （2）供用開始の区間 一関市大東町沖田字堀合110番2地先から字向山下57番10地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成27年2月3日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成27年2月3日から同年3月3日まで
- 
- 2（1）路線名 折壁大原線
  - （2）供用開始の区間 一関市室根町折壁字新館前140番5地先から356番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成27年2月3日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成27年2月3日から同年3月3日まで